神戸市公立大学法人共同研究取扱規程

2026 年 11 月 1 日
規程第４号

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）と民間企業等法人以外の機関等（以下「外部機関等」という。）との共同研究の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　共同研究　法人と外部機関等とが共通の課題について共同して行う研究で、当該研究に要する経費（以下「共同研究費」という。）を当該外部機関等が負担する（当該経費の一部を負担する場合を含む。）ものをいう。

⑵　研究担当者　共同研究を担当する者をいう。

⑶　外部共同研究員　外部機関等において研究業務に従事している者であって、研究担当者として在職のまま法人に派遣されるものをいう。

⑷　知的財産権　神戸市公立大学法人職務発明等規則（2026 年４月規則第１号。以下「規則」という。）第２条第１号に掲げる知的財産権をいう。

⑸　発明等　規則第２条第２号に掲げる発明等をいう。

⑹　出願等　規則第２条第５号に掲げる出願等をいう。

⑺　知的財産権の実施　規則第２条第６号に掲げる知的財産権の実施をいう。

（受入れの基準）

第３条　共同研究は、神戸市外国語大学（以下「大学」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「高専」という。）の教育研究上有意義なものであり、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果が期待できるときに限り受け入れるものとする。

２　次に掲げる条件が付される共同研究は、これを受け入れることができない。

⑴　共同研究費によって取得した設備等を外部機関等に無償で譲渡すること。

⑵　共同研究の結果生じた知的財産権を外部機関等に対し無償で使用させ、又は譲渡すること。

⑶　外部機関等が共同研究を一方的に中止できること。

（共同研究の申請）

第４条　外部機関等の長は、共同研究をしようとするときは、別に定める様式により理事長に申請しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、法人からの申し出により外部機関等と共同研究を行うときは、申請を不要とすることができる。

（共同研究の受入れ）

第５条　理事長は、前条第１項の申請があった場合において、当該申請の内容が第３条の受入れの基準に照らして適当であると認めたときは、当該共同研究の受入れを承認することを決定し、外部機関等の長にその旨を通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要と認めるときは、前項の受入れを決定するに当たり、大学及び高専（以下「大学等」という。）にそれぞれ設置する審議機関の意見を聴くとともに理事会の議を経るものとする。

３　前項の審議機関の組織その他必要な事項は、別に定める。

（契約の締結）

第６条　共同研究の実施にあたっては、理事長は、外部機関等の長との間で、共同研究について次に掲げる事項を記載した共同研究契約を締結しなければならない。

⑴　題目

⑵　目的

⑶　内容

⑷　実施場所

⑸　実施期間

⑹　研究担当者に関する事項

⑺　経費の負担に関する事項

⑻　成果の取扱いに関する事項

⑼　前各号に掲げるもののほか、共同研究に関し必要な事項

（研究料）

第７条　理事長は、共同研究の遂行に必要と認めるときは、法人に外部共同研究員の派遣を受け入れるものとする。

２　外部共同研究員の研究料の額は、１人当たり月額35,000円とする。

３　既納の研究料は、返還しない。

（経費の負担）

第８条　法人は、大学等の施設及び設備を共同研究の用に供し、当該施設及び設備の維持及び管理に必要な経費を負担するものとする。

２　外部機関等は、共同研究費として共同研究の遂行に直接的に必要となる設備費、備品費、消耗品費、人件費（法人の教員に係るものを除く。）、謝金、旅費等の経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に伴い間接的に必要となる光熱費、管理事務経費、施設設備保守管理費等の経費の一部（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。

３　間接経費の額は、直接経費の額の30%に相当する額とする。

４　既納の共同研究費は、返還しない。ただし、第10条の規定により共同研究を中止したときは、直接経費の不用となった額の範囲内において、外部機関等からの請求に応じて返還することができる。

（設備等の帰属等）

第９条　共同研究費により取得した設備等は、原則として法人に帰属するものとする。

２　理事長は、共同研究の遂行に必要があると認めるときは、外部機関等が所有する設備を無償で受け入れ、当該共同研究の用に供することができる。

３　法人の研究担当者は、共同研究の遂行に外部機関等が所有する特定の設備を使用することが必要であり、かつ、当該設備を大学等に搬入することが困難であると認めるときは、当該設備の所在する外部機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

４　外部共同研究員は、共同研究の遂行に必要な範囲内で、大学等の施設及び設備を利用することができる。

５　外部共同研究員が利用する大学等の施設及び設備に係る利用料等が定められているときは、当該利用料等を直接経費に含むものとする。

（共同研究の中止又は変更）

第 10 条　理事長は、天災その他共同研究の遂行上やむを得ない事由があると認めるときは、外部機関等の長と協議の上、当該共同研究の中止又は実施期間の延長をすることができる。

（実績報告書）

第 11 条　法人の研究担当者及び外部共同研究員は、共同研究が完了したときは、当該共同研究により得られた研究成果について、実績報告書を作成するものとする。

（知的財産権の帰属及び出願等）

第 12 条　法人及び外部機関等は、それぞれの研究担当者が共同研究の実施に伴い単独又は共同して発明等を行ったときは、法人にあっては規則、外部機関等にあってはこれに相当する内規等によりそれぞれ当該研究担当者から当該発明等に係る知的財産権を承継するものとする。

２　理事長は、法人の研究担当者が共同研究の実施に伴い単独で発明等を行ったときは、単独で当該発明等に係る知的財産権の出願等を行うものとする。

３　理事長及び外部機関等の長は、それぞれの研究担当者が共同研究の実施に伴い共同して発明等を行ったときは、双方の持分、出願等の費用の負担等について定めた共同出願契約を締結の上、共同で当該発明等に係る知的財産権の出願等を行うものとする。

４　前２項の規定にかかわらず、法人が法人の研究担当者から発明等に係る知的財産権を承継しないこととしたときは、理事長は、外部機関等の長にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた外部機関等の長は、当該法人の研究担当者と当該知的財産権の取扱い及び出願等について協議するものとする。

（知的財産権の取扱い等）

第 13 条　理事長は、法人の研究担当者が共同研究の実施に伴い単独で発明等を行ったときは、前条第１項の規定により法人が単独で所有する知的財産権（以下「法人単

独所有の知的財産権」という。）について、次の各号のいずれかのとおり取り扱うものとする。

⑴　外部機関等又はその指定する者（外部機関等からの申し出を受けて理事長が承認したものに限る。以下同じ。）に譲渡すること。

⑵　外部機関等又はその指定する者に優先的な実施を許諾すること。

⑶　外部機関等及びその指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に譲渡すること。

⑷　第三者に実施を許諾すること。

２　理事長は、法人及び外部機関等の研究担当者が共同研究の実施に伴い共同して発明等を行ったときは、前条第１項の規定により法人と外部機関等が共有する知的財産権　（以下「共有の知的財産権」という。）について、外部機関等の長と協議の上、次の各号のいずれかのとおり取り扱うものとする。

⑴　法人の持分を外部機関等又はその指定する者に譲渡すること。

⑵　外部機関等の指定する者に優先的な実施を許諾すること。

⑶　法人の持分を第三者に譲渡すること。

⑷　第三者に実施を許諾すること。

３　理事長は、第１項第１号若しくは第２号又は前項第１号若しくは第２号に掲げる取扱いをするときは、当該知的財産権に係る出願等の費用、登録の費用及び登録後の権利の維持管理に要する費用の負担を外部機関等又はその指定する者に求めるものとする。

４　理事長は、外部機関等の長からの申し出を受けて第１項第２号又は第２項第２号に掲げる取扱いをするときは、当該知的財産権に係る出願等を行ったときから７年を超えない期間を設定して優先的な実施を許諾するものとする。ただし、当該期間は、外部機関等の長からの申し出を受けて短縮又は延長することができる。

５　理事長は、前項の規定により実施を許諾された外部機関等又はその指定する者が、当該許諾の期間中、合理的な理由なく実施しないとき又は当該実施を許諾したことが公共の利益を著しく損なう結果となったと認めるときは、当該実施の許諾を取り消すことができるものとする。

（知的財産権の対価等）

第 14 条　法人は、外部機関等若しくはその指定する者又は第三者に法人単独所有の知的財産権又は共有の知的財産権の法人の持分を譲渡するときは、別に譲渡契約で定める対価を徴収するものとする。

２　法人は、外部機関等若しくはその指定する者又は第三者に法人単独所有の知的財産権の実施を許諾するときは、別に実施権許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。

３　法人は、外部機関等が共有の知的財産権を実施し、又は外部機関等の指定する者に共有の知的財産権の実施を許諾するときは、別に実施権許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。

４　法人及び外部機関等は、第三者に共有の知的財産権の実施を許諾するときは、別に実施権許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。この場合において、法人及び外部機関等は、当該第三者から徴収した実施料を、当該知的財産権に係る法人及び外部機関等の持分に応じて配分するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 15 条　法人及び外部機関等は、共同研究において相手方から開示された個人情報について、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。

（研究成果の公表）

第 16 条　共同研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、研究成果に含まれる知的財産権の管理に支障を来すときは、この限りでない。

２　前項の公表の時期、方法等については、理事長と外部機関等の長が協議して定めるものとする。

（契約の解約）

第 17 条　理事長は、外部機関等が共同研究費を共同研究契約に定める期限までに支払わないときは、共同研究契約を解約することができるものとする。

２　理事長又は外部機関等の長は、相手方が共同研究契約について重大な違反をしたときは、当該契約を解約することができるものとする。

（適用除外）

第 18 条　次の各号のいずれかに該当するときは、共同研究の取扱いについてこの規程の全部又は一部を適用しないことができる。

⑴　外部機関等が、国、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体若しくは国際機関又はこれらから委託を受けたものであるとき。

⑵　理事長が特別な事情があると認めたとき。

（委任）

第 19 条　この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、2026 年 11 月 1 日から施行する。

（旧規程の廃止）

２　神戸市立工業高等専門学校民間等との共同研究取扱規程（2023 年 6 月規程第 16 号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規程（以下「規程」という。）の施行日前に現に開始している共同研究の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、当該共同研究の研究内容又は研究実施期間を規程の施行日後に変更し、又は研究実施期間を更新する場合における当該変更後又は更新後に行われる共同研究については、この限りでない。

４　規程第８条第３項の規定にかかわらず、2026 年 11 月 1 日から 2028 年３月 31 日までに共同研究を開始する場合（当該期間中に共同研究の研究内容又は研究実施期間を変更し、又は研究実施期間を更新する場合を含む。）における間接経費の額は、次の各号に掲げる当該共同研究の開始の期日に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　2026 年 11 月１日から 2027 年３月 31 日まで　直接経費の 10％に相当する額

⑵　2027 年４月１日から 2028 年３月 31 日まで　直接経費の 20％に相当する額